

# NEWS RELEASE

近畿運輸局 大阪運輸支局



国土交通省

【問い合わせ先】

・近畿運輸局大阪運輸支局 監査部門  
(釈迦戸、速見、東)  
(電話) 072-822-5254

令和4年10月4日

## 路線バス事業者に対する警告について

この度、下記の一般乗合旅客自動車運送事業者（路線バス事業者）に対して、監査を行ったところ、法令違反が確認されたことにより文書による警告を行いましたので、お知らせします。

### 記

#### 1. 事業者名及び営業所名

事業者名 : 大阪シティバス株式会社 (法人番号 : 6120001048830)

事業者住所 : 大阪府大阪市西区九条南1丁目12番62号

代表者 : 代表取締役 木田 俊郎

営業所名 : ①井高野営業所

(大阪府大阪市東淀川区井高野4丁目3番59号)

②鶴町営業所

(大阪府大阪市大正区鶴町4丁目11番55号)

#### 2. 監査の実施日 ①令和4年8月19日

②令和4年9月 2日

#### 3. 監査の端緒

①令和4年8月5日(金) 93号系統(大阪駅前 8時36分発 井高野車庫前行)の路線バスが、大阪市東淀川区柴島2丁目、片側1車線道路の対向車線にはみ出し、高架道路の側壁に接触したが、そのまま終点の井高野車庫前停留所まで運行を続けた事案が発生したとして、当該事業者から報告があったため。

②令和4年7月26日(火) 71号系統(なんば 23時19分発 鶴町四丁目行)の路線バスが、大阪市浪速区難波中1丁目4番交差点で、車道側の信号が黄点滅、歩行者側の車道用信号が赤点滅の状態において、歩行者が横断中にも関わらず一時停止せずに横断歩道に進入した事案が発生したとして、当該事業者から報告があったため。

#### 4. 警告の内容

①令和4年10月4日付け、近畿運輸局長名による警告

【確認された違反内容及び違反条項】

- ・乗務員に対する指導監督の一部不適切（初違反）  
（道路運送法第27条第3項）  
（旅客自動車運送事業運輸規則第38条第1項）

②令和4年10月4日付け、近畿運輸局長名による警告

【確認された違反内容及び違反条項】

- ・乗務員に対する指導監督の一部不適切（初違反）  
（道路運送法第27条第3項）  
（旅客自動車運送事業運輸規則第38条第1項）

配布先 青灯クラブ 陸運記者会(ハイタク)
-----------------------------